２０１９年９月１７日

大阪府商工労働部長　西田　淳一　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自治労大阪府職員労働組合労働支部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支部長　裏野　真也

要求（要望）書及び団体交渉申入書

貴職の日頃からの大阪府商工労働行政の熱意ある取組みに敬意を表します。

私たち自治労府職労働支部（以下、「労働支部」といいます。）は、大阪府商工労働部において労働行政に携わるすべての職員が、安心し、意欲を持って働き続けることができる労働条件と職場環境を整備するための様々な取組みを進めています。

そして、その一環として、部の幹部職員が着任された際には、交渉・協議を通じて良き労使慣行を確認し、2017年の商工労働部長交渉、2018年の同次長交渉においても「良き労使慣行については、今後とも尊重してまいりたい。また、必要に応じ、支部とも十分に協議・話し合いを行ってまいりたい。」とする回答をいただいているところです。

また、『労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例』第四条ただし書きにおいて、「ただし、職員団体等との交渉において必要な範囲内で管理運営事項(第八号に掲げる事項を除く。)について説明を行うことを妨げない。」と規定されているように、昨年は、これまで培ってきた労使の良き信頼関係（労使慣行）のもと、総合労働事務所長から、同所南大阪センターの見直しにかかる考え方について説明をいただきました。

このように、私たち労働支部は、“労働組合と当局”という立場の違いはあっても、限られた財源とマンパワーのなかで、大阪府の労働行政が真に府民のためになるよう、部と車の両輪ともいえる立場で施策に取組み、その推進に向けて誠実な協議を行ってきました。

そのような中、去る8月9日、部から労働支部に対し、なんら事前の説明や情報提供もなく、ましてや他団体に説明された後に、「南大阪センターを含む総合労働事務所を令和元年度末で廃止し、労働環境課（仮称）という本庁組織に統合する」として、平成元年以来、大阪府政の現場拠点として府民に労働行政サービスを提供し続けてきた総合労働事務所を廃止するという、大阪府の労働行政（特に労政行政）の根幹にかかわる大きな見直しについて、その考え方が提示されました。

また、8月20日、労働支部が部に対し、これまでの良き労使慣行に基づき、しかるべき部幹部の方から改めて提示内容にかかる経過・理由・目的にかかる詳細な説明をいただきたいと求めたところ、「可能な限り早く調整したい」と応じられたにもかかわらず、現段階においてなんら具体的な返答をいただいていません。

私たち労働支部は、このような部の一連の対応は、これまで、商工労働部長、商工労働部次長、労働政策監、雇用推進室長という幹部の方々から、繰り返し「良き労使慣行は尊重する」と回答していただいてきた内容に反しているのではないかという不信感を持つに至りました。

こうした理由から、次のとおり要求しますので、誠意ある回答と誠実な協議をお願いいたします。なお、交渉日時については、調整のうえ早急に実施されますよう、併せてよろしくお願いいたします。

記

（要求事項）

１　労働支部は良き労使慣行に基づき、労働行政の職場（現場）で働く職員がイキイキとやりがいを持って働くことができる労働条件と職場環境の整備を求め、これまで部と適宜協議を行ってきましたが、今回の対応にあたって、部の考えがこれまでと変わったのか、変わっていないのか、その考えをお示しください。

（要望事項）

２　総合労働事務所を廃止して本庁に統合する案には、同所南大阪センターの廃止と数名の管理職員の削減以外、労政行政にかかる機能強化策はなんら盛り込まれていません。

また、大阪府の労政行政を現場の第一線で進める職員の意見を訊くことなく示された内容は、これからの府民の労働生活の向上を図っていく上で充分に議論されたものとは思えず、“拙速な見直し”と言わざるを得ません。そのため、大阪府の労政行政において、府民の労働生活の向上に資する機能強化策を改めて整理するため、労働支部を含む労働団体と協議を行い、その意見が反映できる仕組みを早急に構築してください。

（要望事項）

３　南大阪センターを含む総合労働事務所を廃止し、労働環境課（仮称）という本庁組織に統合する考えについて、同所を存続しながら部が考える労政行政施策を実施することができないのかなど、存続する場合のメリットとデメリット、本庁組織に統合することのメリットとデメリットにかかる検討状況について、労働支部を含む労働団体に説明してください。

（要望事項）

４　部は、「労政行政に関わる２つの組織を一元化して機能強化を図り、関係機関と連携しながら働き方改革等の新たな政策課題に迅速に対応できる体制を整備する」としていますが、２つの組織を一元化するだけでは、単なる“（組織の）合理化”に止まります。組織を一元化してどのような機能を強化するのか、それは現体制ではできないのか、統合しなければ実現できない具体的な機能強化策をお示しください。

（要求事項）

５　南大阪センターを含む総合労働事務所の廃止に伴い、同所で働く労働相談員の方々の雇用や労働条件はどうなるのか、例えば、移転作業等により労働相談業務が縮小され、勤務場所が変更されるなど、現在の労働条件が悪化する可能性がないのかどうか、その取扱いを明らかにしてください。

以　上